

戦没者の遺骨収集事業の実施状況等に関する報告書

令和 7 年 6 月 3 日
厚生労働省

戦没者の遺骨収集事業の実施状況については、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成 28 年法律第 12 号。以下「法」という。）に係る平成 28 年 2 月 18 日参議院厚生労働委員会附帯決議において、定期的に参議院厚生労働委員会に報告を行うこととされている。

この附帯決議を受け、令和 6 年度の戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について、以下報告する。

第 1 事業の概況について

- 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、令和 5 年 6 月、法が改正され、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間（以下「集中実施期間」という。）が令和 11 年度まで 5 年間延長された。この延長の趣旨を踏まえ、政府は、法に基づき平成 28 年に定めた「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成 28 年 5 月 31 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の改正を行った（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定）。
- 令和 6 年度は、「令和 6 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」の下で、現地情勢等を踏まえつつ事業を実施した。令和 7 年度においても、引き続き国内外の情勢等を踏まえ、改正後の基本計画に基づき策定した「令和 7 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」（別添）に沿って、事業を実施することとしている。

第 2 指定法人の事業計画書の作成及び指導監査等

- 厚生労働省は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が行う業務について、令和 6 年 3 月に「令和 6 年度戦没者の遺骨収集等実施指針」を策定し、指定法人は当該指針の内容に即して事業計画書を作成し、同年同月に厚生労働省に提出した。厚生労働省は、同年 4 月に指定法人と委託契約を締結し、指定法人による戦没者の遺骨収集に関する活動が開始された。
- 指定法人は、法第 12 条第 3 項の規定に基づき、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を厚生労働大臣に提出することとされており、令和 5 年度の事業報告書及び収支決算書を、令和 6 年 6 月に厚生労働大臣に提出した。
- 厚生労働省は、令和 6 年 10 月に、令和 5 年度における指定法人の業務運営や会計事務、遺骨収集事業等について指導監査を実施した。また、令和 7 年 3 月に「戦没者

の遺骨収集に関する有識者会議」を開催し、令和6年度の遺骨収集事業の実施状況等及び同年度の指導監査結果について、学識経験者や法律・会計の専門家等の第三者から意見及び助言を得た。

第3 情報の収集等

1. 各国の国立公文書館等における資料調査で取得した情報の精査及び分析

- 令和6年度は、厚生労働省が各国の国立公文書館等における資料調査で令和4年度までに取得した情報の精査及び分析を行ったが、戦没者の埋葬された地点の新たな推定には至らなかった。また、米国、英国及びニュージーランドの国立公文書館に対し、新たに機密指定が解除された関係公文書の有無について令和5年度に照会を行っていたところ、該当文書は無い旨の回答を得た。

2. 現地調査

- 厚生労働省及び指定法人が、表1のとおり計37回、職員等を派遣し、現地調査を実施し、遺骨の有無の確認を行った。また、令和7年3月末までに、現地調査等により、埋葬等の地点に関する約600か所の情報を新規に取得するとともに、1,121か所について遺骨の有無の確認を行った。

【表1：令和6年度現地調査実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間
マリアナ諸島	サイパン島	5月9日～5月24日（16日間）
	グアム島	7月5日～7月15日（11日間）
	テニアン島	8月20日～9月4日（16日間）
	サイパン島	10月17日～11月1日（16日間）
	テニアン島	2月25日～3月12日（16日間）
マーシャル諸島	ウォツゼ環礁	10月15日～10月30日（16日間）
パラオ諸島	ペリリュー島	5月12日～5月24日（13日間）
	アンガウル島	7月15日～7月30日（16日間）
	ペリリュー島	9月9日～9月24日（16日間）
	ペリリュー島、アンガウル島	12月4日～12月19日（16日間）
	ペリリュー島、アンガウル島	2月10日～2月27日（18日間）
ギルバート諸島	マキン環礁	3月5日～3月15日（11日間）
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	6月11日～6月30日（20日間）
フィリピン	レイテ島	7月29日～8月9日（12日間）
	ケソン州、リサール州、パンパンガ州	11月4日～11月15日（12日間）
	パンパンガ州、サンバレス州	2月2日～2月12日（11日間）
ミャンマー	バゴー地域	6月3日～6月12日（10日間）
		10月27日～11月3日（8日間）
		2月1日～2月9日（9日間）
インド	ナガランド州	11月11日～11月26日（16日間）
		2月9日～2月27日（19日間）
インドネシア	パプア州	5月19日～6月1日（14日間）

		7月31日～8月10日（11日間）
		3月4日～3月19日（16日間）
東部ニューギニア	ポートモレスビー	5月17日～5月24日（8日間）
	東セピック州、マダン州、オロ州	8月31日～9月13日（14日間）
	マダン州	11月9日～11月22日（14日間）
	モロベ州	11月30日～12月13日（14日間）
	東セピック州	2月15日～2月28日（14日間）
ビスマーク・ソロモン諸島	ブーゲンビル島	6月24日～7月12日（19日間）
	ガダルカナル島、ニュージョージア島、ツラギ島	8月18日～9月3日（17日間）
	ニューブリテン島	9月29日～10月17日（19日間）
旧ソ連	カザフスタン共和国	5月28日～6月15日（19日間）
モンゴル（ノモンハン）	ハルハゴル	6月19日～7月3日（15日間）
米国（アッツ島）	アラスカ州	8月13日～8月31日（19日間）
ベトナム	ビンディン省	7月16日～7月25日（10日間）
その他	ミクロネシア連邦ヤップ州（ウルシー環礁）	1月21日～1月29日（9日間）

第4 戦没者の遺骨収集

- 厚生労働省及び指定法人が、表2のとおり計35回、職員等を派遣し、1,288柱相当の検体を採取するとともに、204柱の遺骨を収容した。本邦に送還した遺骨については、遺骨収集団から厚生労働省に引き渡すため、原則として遺骨収集団の帰還時に千鳥ヶ淵戦没者墓苑（以下「墓苑」という。）において遺骨引渡式を行っており、硫黄島、パラオ諸島等において収容した遺骨について、5回の遺骨引渡式を行った。

【表2：令和6年度遺骨収集実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間	検体採取数 （柱相当） （注1）	収容柱数
日本	硫黄島	11月26日～12月12日（17日間）	33	33
		1月28日～2月13日（17日間）	33	33
	沖縄	1月20日～2月1日（13日間）（注2）	1	1
			89	89（注3）
マリアナ諸島	サイパン島	5月9日～5月24日（16日間）	380	—
	グアム島	7月5日～7月15日（11日間）	12	—
	サイパン島	10月17日～11月1日（16日間）	—	24
	テニアン島	2月25日～3月12日（16日間）	120	—
マーシャル諸島	ウォツゼ環礁	10月15日～10月30日（16日間）	13	—

パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島	12月4日～12月19日 (16日間)	142	—
	ペリリュー島、アンガウル島	2月10日～2月27日 (18日間)	—	5
トラック諸島	チューク環礁 (沈没艦船)	6月11日～6月30日 (20日間)	17	—
		2月16日～2月21日 (6日間)	22	—
フィリピン	レイテ島	7月29日～8月9日 (12日間)	6	—
	ケソン州、リサル州、パンパンガ州	11月4日～11月15日 (12日間)	5	—
	パンパンガ州、サンバレス州	2月2日～2月12日 (11日間)	2	—
	マニラ首都圏	2月8日～2月13日 (6日間)	—	5
インド	ナガランド州	2月9日～2月27日 (19日間)	4	—
インドネシア	パプア州	5月19日～6月1日 (14日間)	9 (注4)	—
		7月31日～8月10日 (11日間)	—	—
		3月4日～3月19日 (16日間)	36 (注4)	—
東部ニューギニア	東セピック州、マダン州、オロ州	8月31日～9月13日 (14日間)	—	—
	マダン州	11月9日～11月22日 (14日間)	51	—
	モロベ州	11月30日～12月13日 (14日間)	9	—
	東セピック州	2月15日～2月28日 (14日間)	2	—
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	12月3日～12月20日 (18日間)	168	14
	ブーゲンビル島	2月17日～3月6日 (18日間)	13	—
旧ソ連	カザフスタン共和国	8月24日～9月11日 (19日間)	29	—
		9月23日～10月9日 (17日間)	21	—
モンゴル (ノモンハン)	ハルハゴル	6月19日～7月3日 (15日間)	21	—
ニュージーランド	ウェリントン、オークランド	11月11日～11月15日 (5日間)	2 (注5)	—
バングラデシュ	クミッタ県	11月10日～11月25日	23	—

		日（16日間）		
オーストラリア	南オーストラリア州	2月3日～2月7日（5日間）	8（注5）	－
米国（アッツ島）	アラスカ州	1月21日～1月26日（6日間）	2（注6）	－
ベトナム	ビンディン省	7月16日～7月25日（10日間）	7	－
その他	ミクロネシア連邦ヤップ州（ウルシー環礁）	1月21日～1月29日（9日間）	8	－
合計			1,288	204

（注1）検体のDNA鑑定等を行った上で、遺骨を収容することとしている。

（注2）沖縄での厚生労働省と沖縄県の役割分担に基づき、大規模壕での収集を実施した。

（注3）現在、古墓由来の遺骨かどうかの確認中であるため暫定値である。そのため合計値にも変更が生じる可能性がある。

（注4）検体は鑑定のため、ジャカルタのインドネシア政府機関へ移送された。

（注5）現地の博物館が保管している遺骨を検体として受領するために派遣した。

（注6）8月のアッツ島の現地調査後に、在アンカレジ領事事務所で保管していた検体を送還した。

第5 戦没者の遺骨の鑑定及び伝達

- 遺骨のDNA鑑定の迅速化及び高度化に寄与することを目的とし、令和6年4月に「信州大学医学部と厚生労働省社会・援護局との連携に関する協定書」を締結し、同大学内に戦没者遺骨鑑定センター連携室を設置し、鑑定体制の強化等に取り組んだ。
- 令和6年度は、日本人の遺骨であるか否かを判断するための「所属集団判定会議」を5回開催し、949件の判定を行った。このうち「日本人の遺骨である」と判定された遺骨は746件、「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定された遺骨は63件、総合的にみて日本人の遺骨と判定する科学的根拠が確認できず判定不可とされた遺骨は15件とされ、残る125件については更なる分析を行うこととした。また、「身元特定DNA鑑定会議」を5回開催し、938件の鑑定結果が得られ、36件について身元が判明した。
- 令和6年度は、遺骨の検体を保管している全地域を対象に、遺留品等の手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を公募により実施し、関係する遺族に直接案内が届くように、恩給及び援護年金受給者を対象とし、受給額のお知らせにリーフレットを同封して発送するなどの周知を行ったところであり、同年度の申請受付件数は618件であった。
- 令和6年度は、令和5年度までに身元が判明した遺骨のうち4柱、令和6年度に身元が判明した遺骨のうち32柱の計36柱を遺族に引き渡した。身元が判明しなかった遺骨については、例年5月に行われる千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式（以下「拝礼式」という。）において墓苑に納骨している。令和6年に行われた拝礼式では、令和3年度

以前に収容され、令和 3 年度から令和 5 年度までの所属集団判定会議において、日本人の遺骨であると判定された遺骨等 301 柱を墓苑に納骨した。

第 6 関係国の政府との協議等

- 戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な国については、厚生労働省が外務省等関係行政機関の協力を得て、協議等を行った。

1. 米国

- 令和 6 年 11 月に厚生労働省社会・援護局長と米国陸軍工兵隊太平洋師団司令官との間で、アッツ島における日本人戦没者遺骨収集の支援に関する協力覚書を取り交わした。

2. インド

- 令和 7 年 2 月に厚生労働省社会・援護局長とインド共和国文化省インド人類学調査局長との間で、遺骨の保管と送還に関する協力覚書を取り交わした。

第 7 戦没者の遺骨収集等に係る予算額

- 戦没者の遺骨収集等に係る予算額については、令和 6 年度、令和 7 年度ともに 3,346 百万円である。

第 8 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発

- 厚生労働省ホームページにおいて、定期的に戦没者の遺骨の収容状況を公表し、また遺骨収集に関するパンフレットを掲載するなど、広く国民に対して情報発信を行っている。

第 9 関係行政機関との連携協力

1. 外務省との連携協力

- 第 6 に記載の、戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を行った。

また、外務省との間では、平成 25 年 7 月に外務省が設置した「遺骨帰還タスクフォース」等を通じて協力体制を強化しており、関係する在外公館では、戦後処理関連業務担当者を当該タスクフォースの一員として指名している。

2. 防衛省との連携協力

- 硫黄島における戦没者の遺骨収集については、昭和 43 年以降、防衛省の支援を受けて実施しており、遺骨収集団等の人員や収容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨収容のための技術的知見の提供等の支援を得た。

令和7年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和7年3月
厚生労働省

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（令和5年7月28日閣議決定）に基づき、令和7年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- パラオ諸島7班、トラック諸島1班、フィリピン4班、タイ1班、ミャンマー3班、インド2班、バングラデシュ1班、北ボルネオ1班、インドネシア1班、東部ニューギニア5班、ビスマーク・ソロモン諸島5班、樺太・千島（北樺太を除く）1班、モンゴル（ノモンハン）1班、マーシャル諸島2班、マリアナ諸島5班、アッツ島1班、オーストラリア1班、その他地域2班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定される地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
パラオ諸島	ペリリュー島	令和7年 5月中旬 ～ 5月下旬
	アングウル島	6月中旬 ～ 6月下旬
	ペリリュー島	7月中旬 ～ 7月下旬
	アングウル島	9月上旬 ～ 9月中旬
	ペリリュー島	10月上旬 ～ 10月下旬
	アングウル島	令和8年 1月下旬 ～ 2月上旬
	ペリリュー島	2月中旬 ～ 3月上旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和7年 6月上旬 ～ 10月下旬
フィリピン	ルソン島	令和7年 6月下旬 ～ 7月上旬

	レイテ島	9月上旬 ~ 9月中旬
	ルソン島	11月下旬 ~ 12月上旬
	ミンダナオ島	令和8年 3月上旬 ~ 3月中旬
タイ	メーホンソン県、プレー県	令和7年 4月中旬 ~ 令和8年 3月下旬
ミャンマー	バゴー地域	令和7年 8月中旬 ~ 8月下旬
		10月中旬 ~ 10月下旬
		12月上旬 ~ 12月中旬
インド	ナガランド州（※マニプール 州） ※州内情勢を注視しつつ実施 が可能な場合	令和7年 9月中旬 ~ 9月下旬
		11月中旬 ~ 11月下旬
バングラデシュ	チッタゴン県	令和7年 4月中旬 ~ 令和8年 3月下旬
北ボルネオ	サバ州	令和7年 9月上旬 ~ 令和8年 3月下旬
インドネシア	北マルク州、マルク州	令和7年 9月中旬 ~ 9月下旬
東部ニューギニア	モロベ州	令和7年 5月中旬 ~ 5月下旬
	マダン州	7月下旬 ~ 8月上旬
	オロ州	9月下旬 ~ 10月上旬
	東セピック州、サンダウン州	11月上旬 ~ 11月中旬
	オロ州	11月下旬 ~ 12月中旬
ビスマーク・ ソロモン諸島	ニュージョージア諸島、フロ リダ諸島	令和7年 5月下旬 ~ 6月中旬
	ブーゲンビル島	7月中旬 ~ 8月中旬
	ニューブリテン島、アドミラ ルティ諸島	9月下旬 ~ 10月中旬

	ブーゲンビル島	11月中旬 ～ 12月上旬
	ガダルカナル島、ショートランド諸島、チョイセル島	12月上旬 ～ 12月下旬
樺太・千島 (北樺太を除く)	※情勢等を注視しつつ実施が可能な場合	令和7年6月下旬 ～ 11月下旬
モンゴル(ノモンハン)	ドルノド県	令和7年5月下旬 ～ 8月下旬
マーシャル諸島	ウォッゼ環礁	令和7年10月中旬 ～ 11月上旬
	ミレ環礁	令和8年1月下旬 ～ 2月下旬
マリアナ諸島	テニアン島	令和7年4月下旬 ～ 5月上旬
	グアム島	7月上旬 ～ 7月中旬
	サイパン島	8月中旬 ～ 9月上旬
	テニアン島	9月中旬 ～ 9月下旬
	テニアン島	令和8年1月下旬 ～ 2月上旬
アッツ島	米国政府により承認された計画に基づき現地調査を実施する	米国政府承認後に策定
オーストラリア	ノーザンテリトリー準州	令和7年4月中旬 ～ 令和8年3月下旬
その他中部太平洋地域 (ミクロネシア連邦)	ポンペイ州、コスラエ州	令和7年9月下旬 ～ 令和8年3月上旬
	メレヨン環礁	9月下旬 ～ 3月下旬

※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

※ 上記の地域以外の地域について、戦没者の遺骨に関する確度の高い情報が得られた場合には、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会と連携のうえ適切に対応する。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ギルバート諸島1班、パラオ諸島2班、トラック諸島1班、フィリピン1班、

ミャンマー１班、インド１班、バングラデシュ１班、インドネシア３班、東部ニューギニア６班、ビスマーク・ソロモン諸島２班、樺太・千島（北樺太を除く）１班、モンゴル（ノモンハン）１班、マーシャル諸島１班、マリアナ諸島１班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）	
ギルバート諸島	マキン環礁	令和７年 ８月上旬	令和８年 ３月下旬
パラオ諸島	ペリリュウ島	令和７年 １２月上旬	～ １２月下旬
	アングウル島	１２月上旬	～ １２月下旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和７年 ６月上旬	～ １０月下旬
フィリピン	ルソン島	令和８年 ２月上旬	～ ３月中旬
ミャンマー	バゴー地域、マンダレー地域	令和８年 １月下旬	～ ２月上旬
インド	ナガランド州	令和８年 ２月上旬	～ ２月下旬
バングラデシュ	チッタゴン県	令和７年 １１月中旬	～ 令和８年 ３月下旬
インドネシア	パプア州	令和７年 ７月下旬	～ ８月上旬
	パプア州	１１月下旬	～ １２月上旬
	西パプア州、南西パプア州	令和８年 ２月中旬	～ ２月下旬
東部ニューギニア	モロベ州	令和７年 ５月中旬	～ ５月下旬
	マダン州	７月下旬	～ ８月上旬

	オロ州	9月下旬 ～ 10月上旬
	東セピック州、サンダウン州	11月上旬 ～ 11月中旬
	オロ州	11月下旬 ～ 12月中旬
	ポートモレスビー、その他の州	令和8年2月中旬 ～ 2月下旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	令和7年12月上旬 ～ 12月下旬
	ブーゲンビル島	令和8年2月中旬 ～ 3月上旬
樺太・千島 (北樺太を除く)	※情勢等を注視しつつ実施が可能な場合	令和7年6月下旬 ～ 11月上旬
モンゴル(ノモンハン)	ドルノド県	令和7年5月下旬 ～ 8月下旬
マーシャル諸島	ウォツゼ環礁	令和7年10月中旬 ～ 11月上旬
マリアナ諸島	サイパン島	令和8年2月下旬 ～ 3月中旬

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 現地調査を実施するに当たり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
タジキスタン	ソグド州	令和7年6月下旬 ～ 7月上旬
タジキスタン	ソグド州	7月上旬 ～ 8月下旬
キルギス	チュイ州、イシククリ州	令和7年10月上旬 ～ 10月下旬
カザフスタン	アバイ州、ジャンブール州	
ウズベキスタン	タシケント州	令和7年12月上旬 ～ 令和8年3月下旬

- ※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。
- ※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。
- ※ 上記の地域以外の地域について、戦没者の遺骨に関する確度の高い情報が得られた場合には、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会と連携のうえ適切に対応する。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地について、遺骨収集団を1班派遣し、遺骨収集を行う。
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
カザフスタン	東カザフスタン州	令和7年11月上旬 ～ 11月中旬
	トウルケスタン州	

- ※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。
- ※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連等抑留中死亡者の埋葬地については、外務省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成29年度までに資料を取得しているが、機密指定されているため取得できていない情報に係る機密指定解除に向けた働きかけ等により、新たに調査が可能になった資料

や、現地調査の結果等により追加の調査が必要になった資料について、外務省と協力し、取得及び調査・分析を進める。

- 旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。

- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。

具体的には、パラオ諸島、トラック諸島、ミャンマー、インド、北ボルネオ、インドネシア、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島において、適任者の選定及び調整を行う。

- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。

具体的には、中国について、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。

また、ウズベキスタンについては、令和元年12月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでに所在が確認できていない2埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。

なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和7年度も、引き続き、トラック諸島での現地調査及び遺骨収集を実施する。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者の遺骨の鑑定については、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関（大学）に加えて、厚生労働省が専門家を雇用し、自らがDNA鑑定を実施する「戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）」を令和4年9月に設置

した。

令和6年4月、戦没者遺骨のDNA鑑定の迅速化及び高度化に寄与することを目的とし、「信州大学医学部と厚生労働省社会・援護局との連携に関する協定書」を締結した。同大学構内に連携室を設置し、DNAの抽出や解析が難しい事案の研究などに集中的に取り組んでいる。

引き続き、鑑定の迅速化及び高度化を進めるとともに、戦没者の遺骨の鑑定の拡充、戦没者の遺骨の鑑定等に専門性を有する人材の確保など、戦没者の遺骨の鑑定等に関する体制の整備を進めていく。

7. その他

- 国内外の情勢等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、戦没者の遺骨収集の推進の観点から必要な対応をとる。
- 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）第10条第2項に規定する指定法人の行う業務が適正かつ確実に実施されるよう、専門的知見を活用しつつ、指導監督を行う。
- 次世代継承等の観点から、広く国民に対し、戦没者の遺骨収集に対する理解及び協力を得ることができるよう、展示会の開催やパンフレットの配布等により普及啓発を行う。また、遺骨収集に関する紹介動画の作成を行う。

<参考>地域別埋葬等に関する保有情報について

地域	保有情報数 (令和4年3月末時点)	保有情報数 (令和6年9月末時点)
沖縄	85	18
パラオ諸島	59	29
トラック諸島	4	3
フィリピン	702	573
ベトナム	2	2
タイ	0	3
マレーシア	1	1
ミャンマー	344	339
インド	113	100

バングラデシュ	3	4
北ボルネオ	12	12
インドネシア	185	148
東部ニューギニア	630	559
ビスマーク・ソロ モン諸島	378	342
旧ソ連	57	53
樺太・千島（北樺 太を除く）	1	2
中国本土	13	14
モンゴル（ノモン ハン）	3	3
マーシャル諸島	14	19
マリアナ諸島	645	589
アッツ島	1	1
米国	7	15
オーストラリア	3	4
ニュージーランド	1	1
バヌアツ	1	0
台湾	1	6
その他	1	12
合計	3, 266	2, 852